

平成30年度 公文書開示状況（6月決定分） 生活文化局

整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	合応答拒	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
1	H30. 5. 30	H30. 6. 12	職員研修資料の請求者の個人情報記録前の「プライバシー権」除外されるもの求める。				1												本件開示請求は、開示請求に先立つ電話連絡等を受けた際に連絡者の個人情報を収集して対応記録等に記載する根拠として、請求者のプライバシー権が除外されていることを示した資料を求めるものである。上記内容に係る公文書は、実施機関において取得及び作成をしておらず、存在しない。	生活文化局総務部総務課
2	H30. 4. 20	H30. 6. 19	平成12年〇月〇日付特定非営利活動法人〇〇の平成11年度事業報告書類外130件	2402	1					1	1	1						(7条2号) 監事、事務局職員、寄付者等の氏名等の個人に係る情報については、特定の個人が識別できるため (7条3号) 未収入金相手先等については、本件開示請求において対象となる特定非営利活動法人及び未払金相手先等第三者に係る経営方針又は経理、人事等、法人の事業活動を行う上での内部管理に関する情報であり、当該法人及び第三者の双方にとっての個別の取引の内容であって、公にすることにより、経営方針や経営ノウハウが明らかになる等、自立的な事業運営が損なわれることにより、特定非営利活動法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれるため (7条3号) 補助金等名称及び交付者については、NPO法人は市民の自由意思を尊重した私的自治の原則の下、市民からの信頼を得て事業運営を行っており、過去の時点で寄附金収入等協力関係があった相手先名称については、公にすることにより、請求時点においても同様の関係性が構築されているものとは限られず、また、当該相手先との関係が過去に存した事実があることをもって、市民からの信頼を失い、寄付金を得ることができなくなるなど、特定非営利活動法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため (7条4号) 印影については、公にすることにより、偽造等の犯罪の予防に支障を及ぼすため	生活文化局都民生活部管理法人課	
3	H30. 4. 20	H30. 6. 19	特定非営利活動法人〇〇の平成13年度、14年度「事業報告書等提出書」				1											請求に係る公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	生活文化局都民生活部管理法人課	
4	H30. 6. 7	H30. 6. 21	(1) 平成30年度地域の底力発展事業助成金交付申請書(第1号様式) (2) 事業計画書(第2号様式)並びに事業内容別紙「〇〇自治会のご紹介」及び「〇〇自治会自主防災初動マニュアル」 (3) 収支予算書(第3号様式)及び見積書 (4) 〇〇自治会規約 (5) 平成30年度(2018年度)会長・副会長・監事 選任の件 (6) 平成29(2017)年度収支決算書 (7) 平成29(2017)年度事業報告 (8) 平成30年度地域の底力発展事業助成審査委員会委員名簿	61	1					1	1	1						(7条2号) 当該団体の代表者及び役員の氏名、所在地及び電話番号並びに連絡責任者に係る情報については、特定の個人が識別できる情報であるため (7条3号) 当該団体の運営及び契約内容に係る情報については、任意団体の非公表情報であり、公にすることにより、当該団体の円滑な運営に支障を及ぼし、また相手方の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため (7条4号) 印影については、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため (7条6号) 所管部所属委員以外に係る委員の所属団体等役職及び氏名については、公にすることにより、審査員への働きかけ等により、助成金交付審査における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の団体に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため	生活文化局都民生活部地域活動推進課	
5	H30. 6. 18	H30. 6. 22	東京都情報公開取扱事務要綱の協議際の「正確性」除外するもの求める。29生広情第498号(H29、10/18)資料上「不正確」欠く。 ※ 「不正確」容認が、多々あり、公務員倫理テキスト99頁～の、103頁(3)説明責任(アカウントビリティ)が、平成11年「東京都情報公開条例」制定の都民の権利を明らかに、伝々記載の相反。				1											請求に係る公文書は作成及び取得しておらず、存在しないため	生活文化局広報広聴部情報公開課	

